

浅川町立あさかわこども園幼稚部の利用に関して

(入園資格)

幼稚部に入園することができる者は、学齢に達する3年、2年又は1年前に該当する幼児とする。
入園願者は、入園願書(様式第1号)を園長に提出しなければならない。

(入園許可)

入園の許可は、入園願者の心身の状況を調査し、園長が行う。

(募集の公告)

募集期日、募集人員その他幼児の募集に関して必要な事項は、あらかじめ公告する。

(入園手続)

入園を許可された者の保護者は、園長の指定する期日までに誓約書を園長に提出しなければならない。

(保護者)

保護者は、父母、兄姉、後見人又は縁故者であつて、幼稚部に対して、幼児に関するいっさいの責任を負うことのできるものでなければならない。

保護者が死亡又は住所、氏名変更等をしたときは、すみやかに園長に届出なければならない。

(退園)

保護者は、幼児を退園させようとするときは、その事由を具し園長に願出なければならない。

前項のほか、園長は幼児又は保護者が次の各号の一に該当するときは退園させることができる。

- (1) 幼児が心身の故障のため、保育に耐えないとき。
- (2) 授業料を引続き3ヶ月以上滞納したとき。(町外幼児)

(休園)

保護者は、幼児が病気その他やむを得ない事由により2ヶ月以上出席することができないときは、その事由を具して園長に届出なければならない。

○園長は、事由を適当と認めるときは、休園を許可することができる。

(卒園証書)

園長は、幼稚部の課程を修了した者に対して卒園証書を授与する。

○前項の規定による卒園証書は、欠席日数が教育日数の3分の1を超える者については原則として授与しないものとする。

問合せ先
浅川幼稚園:0247-36-2346